

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第71期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	中部飼料株式会社
【英訳名】	CHUBUSHIRYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久光 正 郎
【本店の所在の場所】	愛知県知多市北浜町14番地6 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 日本生命笹島ビル17階
【電話番号】	052 - 562 - 2010（代）
【事務連絡者氏名】	経理部長 牛 田 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第1四半期 連結累計期間	第71期 第1四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	42,662	43,933	171,054
経常利益 (百万円)	663	1,861	4,991
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	465	1,273	3,423
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	254	1,656	4,376
純資産額 (百万円)	43,680	48,847	47,524
総資産額 (百万円)	68,769	72,954	74,218
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	15.36	41.99	112.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.7	66.1	63.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第70期第1四半期連結累計期間及び第70期の1株当たり四半期(当期)純利益の算定にあたっては、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を自己株式に加算しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結は行われておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善など緩やかな回復基調にあります。各国の経済・通商政策の動向や新興国経済の減速懸念など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

飼料業界におきましては、前第1四半期は、原料価格の下落を上回る大幅な値下げを行ったことから非常に厳しい事業環境でしたが、当第1四半期は、原料ポジションが大幅に改善したため、厳しさが幾分和らぎました。原料ポジション改善の主な理由は、前第2四半期に主原料のともろこし価格が値下がりして、以降は安定的に推移したことや為替相場を反映した価格改定を行ったためであります。しかしながら、販売面においてはメーカー間の競争はさらに激化しており、厳しい状況は続いております。

このような状況のなか、当社は顧客の利益に貢献する差別化飼料の拡販や日本ハムグループ、伊藤忠商事グループとの資本業務提携を活かして売上拡大を図りました。また、連結子会社のみらい飼料株式会社を活用し、全国10工場の全体最適化による生産性向上やスケールメリットによるコストダウンで原価を低減するなど利益の改善に努めてまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高439億33百万円（前年同四半期比3.0%増）、営業利益17億11百万円（前年同四半期比205.8%増）、経常利益18億61百万円（前年同四半期比180.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益12億73百万円（前年同四半期比173.5%増）となりました。

売上高は、主力の飼料事業が前年同四半期を上回ったことなどにより、3.0%の増収となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費が増加したものの、売上総利益率の上昇などにより、205.8%の増益となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、営業利益の増加を受けて173.5%の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (飼料)

売上高は、飼料販売量が前年同四半期とほぼ横ばいであったものの、値上げの影響で平均販売価格が若干上昇したため、前年同四半期比2.1%増の369億66百万円となりました。セグメント利益は、原料ポジションの改善やコストダウンによる利益率の改善などにより、前年同四半期比264.5%増の14億50百万円となりました。

#### (コンシューマー・プロダクツ)

売上高は、畜産物の販売量が減少したものの特殊卵の販売量が増加したため、前年同四半期比1.7%増の46億72百万円となりました。セグメント利益は、特殊卵の販売増がけん引し、前年同四半期比17.4%増の88百万円となりました。

(その他)

売上高は、前年同四半期比24.2%増の22億94百万円、セグメント利益は、前年同四半期比113.4%増の2億86百万円となりました。増収増益となった主な要因は、畜産用機器の販売台数が増加したためであります。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月1日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営に当たっては、飼料業界及び畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

### (a) 当社経営基本方針

当社は、昭和24年の設立以来「顧客の要求を見つけたしこれを満たす」という社訓を原点に企業としての社会的責任を全うし、飼料を通じて食生活に潤いと安全・安心をお届けし、価値の創造、需要の掘り起こしを図っております。

### (b) 当社経営基本方針を実現するための取組み

当社は、経営理念を具現化するため、下記に取組んでおります。

(ア) 顧客の要望(安全・安心)を満たす工場展開を推進する。

(イ) 自社工場の特性ある設備で特性ある製品の提供を行い顧客に貢献する。

(ウ) 顧客の多彩な要望に応える商品開発のため、研究技術力の向上を図る。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会にて、買収防衛策を導入し、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において、一部変更を加えた上で買収防衛策を継続してまいりましたが、その有効期間が満了することに伴い、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会及び平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会において株主の皆様承認を受け、買収防衛策を継続いたしております。

### (a) 買収防衛策導入の目的

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを、株主の皆様判断に任せていただき、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが不可欠との結論に至りました。

(b) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続です。その概要は以下のとおりです。

(ア) 対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といたします。

(イ) 意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書をご提出いただきます。

(ウ) 情報の提供

取締役会は、上記(イ)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供していただくべき必要かつ十分な情報のリストを交付します。

(エ) 当社の意見の通知・開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(オ) 株主意思の確認

取締役会が上記(エ)において大規模買付行為に対する対抗措置を取ることが相当であると判断した場合は、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を開催し株主意思確認総会の決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを決するものとします。

(c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得するとともに、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を取ることがあります。当社が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当といたします。対抗措置を発動することの是非については取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。

(d) 株主・投資家に与える影響

(ア) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(イ) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(e) 有効期間、継続、廃止及び変更

買収防衛策の有効期間は、平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、継続（一部修正した上での継続を含む。）については別途平成32年6月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において買収防衛策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において買収防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

買収防衛策は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、買収防衛策は、3年ごとに定時株主総会にて継続することについて株主の皆様のご意思をお諮りしていること、その内容として買収防衛策を発動する際には株主意思確認総会において是非を株主の皆様にご判断いただくこととする合理的な客観的要件が設定されていることにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億77百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,371,908	30,371,908	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	30,371,908	30,371,908	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	30,371	-	4,736	-	4,335

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 54,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,291,800	302,918	-
単元未満株式	普通株式 25,708	-	-
発行済株式総数	30,371,908	-	-
総株主の議決権	-	302,918	-

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町 14番地6	54,400	-	54,400	0.17
計	-	54,400	-	54,400	0.17

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)があります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、名古屋監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,531	4,428
受取手形及び売掛金	27,535	27,825
商品及び製品	2,195	2,490
仕掛品	679	634
原材料及び貯蔵品	5,438	6,975
その他	3,286	1,999
貸倒引当金	446	484
流動資産合計	45,220	43,869
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,481	6,447
機械装置及び運搬具(純額)	5,993	5,727
工具、器具及び備品(純額)	661	670
土地	8,529	8,520
リース資産(純額)	14	13
建設仮勘定	15	31
有形固定資産合計	21,695	21,410
無形固定資産	322	308
投資その他の資産		
投資有価証券	6,131	6,571
長期貸付金	38	1
退職給付に係る資産	4	4
その他	1,082	1,085
貸倒引当金	277	296
投資その他の資産合計	6,980	7,366
固定資産合計	28,998	29,085
資産合計	74,218	72,954

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	11,869	11,863
短期借入金	1,637	752
1年内返済予定の長期借入金	1,499	1,424
未払法人税等	1,177	515
賞与引当金	362	266
役員賞与引当金	91	-
その他	3,227	2,650
流動負債合計	19,863	17,471
固定負債		
長期借入金	3,911	3,565
債務保証損失引当金	19	20
退職給付に係る負債	612	608
資産除去債務	85	85
その他	2,201	2,355
固定負債合計	6,829	6,635
負債合計	26,693	24,107
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,736	4,736
資本剰余金	4,358	4,358
利益剰余金	36,123	37,062
自己株式	34	34
株主資本合計	45,183	46,123
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,863	2,176
繰延ヘッジ損益	29	36
為替換算調整勘定	19	26
退職給付に係る調整累計額	102	92
その他の包括利益累計額合計	1,712	2,093
非支配株主持分	629	630
純資産合計	47,524	48,847
負債純資産合計	74,218	72,954

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	42,662	43,933
売上原価	39,032	39,099
売上総利益	3,630	4,834
販売費及び一般管理費	3,070	3,123
営業利益	559	1,711
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	85	106
持分法による投資利益	-	4
貸倒引当金戻入額	1	1
債務保証損失引当金戻入額	22	-
その他	40	48
営業外収益合計	149	162
営業外費用		
支払利息	13	8
持分法による投資損失	1	-
債務保証損失引当金繰入額	-	0
その他	30	4
営業外費用合計	45	12
経常利益	663	1,861
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	1	7
投資有価証券評価損	-	10
ゴルフ会員権評価損	2	-
特別損失合計	3	18
税金等調整前四半期純利益	660	1,843
法人税、住民税及び事業税	108	498
法人税等調整額	76	68
法人税等合計	184	567
四半期純利益	475	1,275
非支配株主に帰属する四半期純利益	10	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	465	1,273

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	475	1,275
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	235	313
繰延ヘッジ損益	2	66
為替換算調整勘定	0	7
退職給付に係る調整額	20	9
持分法適用会社に対する持分相当額	8	1
その他の包括利益合計	220	380
四半期包括利益	254	1,656
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	244	1,654
非支配株主に係る四半期包括利益	9	1

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

取引先に対し、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)			当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)		
得意先の金融機関借入保証	3件	79百万円	得意先の金融機関借入保証	2件	69百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	598百万円	531百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	272	9	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金0百万円を含めておりません。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	333	11	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	36,219	4,595	40,814	1,847	42,662	-	42,662
セグメント間の 内部売上高又は振替高	167	0	167	15	183	183	-
計	36,386	4,595	40,982	1,863	42,845	183	42,662
セグメント利益	397	75	473	134	607	52	660

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおりま  
 す。

2. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 256百万円、金融収支321百  
 万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	計				
売上高							
外部顧客への売上高	36,966	4,672	41,639	2,294	43,933	-	43,933
セグメント間の 内部売上高又は振替高	161	0	161	19	180	180	-
計	37,127	4,672	41,800	2,313	44,113	180	43,933
セグメント利益	1,450	88	1,538	286	1,825	18	1,843

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおりま  
 す。

2. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 287百万円、金融収支350百  
 万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日 )	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日 )
1 株当たり四半期純利益	15円36銭	41円99銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する四半期純利益 ( 百万円 )	465	1,273
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 ( 百万円 )	465	1,273
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	30,298,189	30,317,504

( 注 ) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ  
 ん。

2 . 従業員持株 E S O P 信託口が所有する当社株式を、1 株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式  
 数の計算において控除する自己株式に含めております ( 前第 1 四半期連結累計期間20,000株 )。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8 月 9 日

中部飼料株式会社  
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 末 次 三 朗  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 魚 住 康 洋  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中部飼料株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部飼料株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。